【モデル様式６－２】
※派遣先均等・均衡方式の場合

労働者派遣をしようとするときの明示

（ 労働者派遣法第３１条の２第３項 ）

令和　　年　　月　　日

〇〇 〇〇　殿

（事業所名）

（許可番号）

次の条件で労働者派遣を行います。

協定対象派遣労働者であるか否か	□ 協定対象派遣労働者である（当該協定の有効期間の終了日：　年　月　日） □ 協定対象派遣労働者ではない
賃金（退職手当及び臨時に支払われる賃金を除く。）の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締め切り及び支払いの時期に関する事項	１ 基本賃金 イ 月給（　　円）、ロ 日給（　　円）、ハ 時間給（　　円） ニ 出来高給（基本単価　　円、保障給　　円） ホ その他（　　円） ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等 ２ 諸手当の額または計算方法 イ（　　手当　　円／計算方法：　　） ロ（　　手当　　円／計算方法：　　） ハ（　　手当　　円／計算方法：　　） ニ（　　手当　　円／計算方法：　　） ３ 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超　月60時間以内（　　）％ 月60時間超（　　）％ 所定超（　　）％ ロ 休日　法定休日（　　）％、法定外休日（　　）％ ハ 深夜（　　）％
昇給・賞与・退職手当の有無	・昇　　給（　有　〈時期、金額等　　〉、　無　） ・賞　　与（　有　〈時期、金額等　　〉、　無　） ・退職手当（　有　〈時期、金額等　　〉、　無　）
休暇に関する事項	１ 年次有給休暇 ・6か月継続勤務した場合　→　　日 ・継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・無）→　　か月経過で　　日 ２ 代替休暇（有・無） ３ その他の休暇　有給（　　） 無休（　　） 〇詳細は、就業規則第　条～第　条、第　条～第　条

※「雇入れ」時と「派遣」時が同じタイミングである場合、共通する項目（昇給、賞与、退職金、協定対象労働者であるか否か等）をまとめて明示することも可能であること。